

令和8年3月26日宣告

令和7年（わ）第81号、第89号、令和8年（わ）第7号、第10号

判 決

暴行被告事件

主 文

被告人を拘禁刑2年に処する。

この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、福岡県田川市（住所省略）の社会福祉法人甲保育園において、

第1 A（当時6歳）に対し、

- 1 令和7年7月23日午前9時39分頃、その顔面、背中及び後頭部を右手でそれぞれ1回たたいた上、その後頸部付近を右手でつかんで後方に引っ張り転倒させ、さらに、同日午前11時10分頃、その頭髪を右手でつかんで引き寄せる暴行を加えた
- 2 同月29日午後2時15分頃、その頭部を右手で1回たたいた上、その顔面に右手拳を押し当てる暴行を加えた
- 3 同年8月1日午後零時19分頃、その左頬を右手でつかんで引き寄せる暴行を加えた
- 4 同月4日午後零時45分頃、その頭部を右手で1回殴り、さらに、同日午後零時55分頃から同日午後零時56分頃までの間に、その顔面及び頭部を右手で3回たたいた上、その頭部を右手に持った紙箱で1回たたき暴行を加えた

第2 B（当時5歳）に対し、

- 1 令和7年7月18日午後零時51分頃、その顔面及び胸部を右手でそれぞれ

- 1 回殴打した上、その頭髪を右手でつかんで引っ張るなどの暴行を加えた
- 2 同月28日午前10時28分頃、その頭部を右手に持ったスティックで2回たたいた上、その左頬を右手でつかんで引き寄せる暴行を加えた
- 3 同日午後零時8分頃から同日午後零時28分頃までの間に、その頭部等を左右の手で多数回殴打し、その頭髪を右手でつかんで引っ張り、さらに、その後頭部を左手で1回たたき暴行を加えた
- 4 同月29日午後1時56分頃、その顔面を右手で2回殴打するなどの暴行を加えた
- 5 同月31日午前10時11分頃から同日午前10時14分頃までの間に、その頭部を右手に持ったスティックで1回たたいた上、その胸部を同スティックで1回突くなどの暴行を加えた
- 6 同日午前11時54分頃から同日午後零時17分頃までの間に、その頭部等を右手で多数回殴打し、その口腔内に白米等を箸で詰め込んで押し込み、さらに、その身体を右足で1回蹴るなどの暴行を加えた
- 7 同年8月4日午前11時18分頃、その頭部を右手で2回殴打する暴行を加えた

第3 C（当時5歳）に対し、

- 1 令和7年7月18日午後零時50分頃、その頭髪をつかんで引っ張る暴行を加えた
- 2 同月22日午後2時53分頃、その左肩付近を右手で1回たたき暴行を加えた
- 3 同月23日午前11時10分頃、その衣服を右手でつかんで引っ張り転倒させた上、その頭部を右手で1回たたき、さらに、その頭髪を右手でつかんで引っ張る暴行を加えた
- 4 同月29日午後2時18分頃、その顔面及び頭部を左右の手でそれぞれ1回殴打する暴行を加えた

第4 D（当時5歳）に対し、

- 1 令和7年7月23日午前9時12分頃、その頭部及び顔面を右手でそれぞれ1回殴打する暴行を加えた
- 2 同月28日午後零時25分頃、その右頬を左手でつかんで引き寄せた上、その後頭部を左手で1回たたき暴行を加えた

第5 E（当時5歳）に対し、

- 1 令和7年7月24日午後2時32分頃、その左頬を右手でつかんで引き寄せる暴行を加えた
- 2 同月31日午前9時51分頃、その頭部を右手に持ったスティックで1回たたき暴行を加えた

第6 F（当時5歳）に対し、

- 1 令和7年7月18日午後零時50分頃、椅子に座っていた同人の衣服を右手でつかんで椅子から引き倒す暴行を加えた
- 2 同月29日午前10時14分頃、その頭部を右手に持ったスティックで3回たたいた上、その胸部を同スティックで1回突く暴行を加えた
- 3 同日午後2時15分頃、その頭部を右手で1回たたき暴行を加えた

第7 G（当時5歳）に対し、

- 1 令和7年7月23日午前11時13分頃、その胸ぐらを左手でつかんで押し倒す暴行を加えた
- 2 同月28日午前10時1分頃、その背中を右手で1回たたき暴行を加えた
- 3 同日午後零時9分頃、その頭部を右手で1回たたき暴行を加えた
- 4 同月29日午後2時19分頃、椅子に座っていた同人の頭部を左手で1回殴った上、その右腕を左手でつかんで立ち上がらせて後方に投げ飛ばす暴行を加えた
- 5 同月31日午後2時37分頃、その左頬を右手でつかんで引っ張る暴行を加えた

第8 H（当時5歳）に対し、

- 1 令和7年7月29日午後2時22分頃、椅子に座っていた同人の頭部を右手で1回たたいた上、その右腕を左手でつかんで椅子から引き倒す暴行を加えた
- 2 同月31日午前11時58分頃から午後零時45分頃までの間に、その頭部を右手で1回殴った上、その頭髪をつかむなどの暴行を加えた

第9 I（当時5歳）に対し、令和7年8月4日午前11時2分頃、その頭部を左手で1回たたいた上、その頭髪を左手でつかんで引っ張る暴行を加えた

ものである。

（証拠の標目）

（省略）

（法令の適用）

（省略）

（量刑の理由）

- 1 被告人は、当時保育士として勤務していた保育園において、9名もの園児に対し、繰り返し暴力を振るっている。暴力に対して抵抗する力や、自身に生じた被害を適切に伝える力を十分に有しない園児らに対し、何度も暴力を振るったその態様は悪質なものといえる。園児らは、本来は信頼できるはずの保育園の先生から暴力を受けており、園児らが受けた身体的、精神的な痛みは軽視できるものではない。園児の保護者らが被告人に対して厳しい処罰を求めるのも当然である。そして、被告人は、本件の動機、経緯に関し、複数の行事を同時進行させて準備する中で、余裕がなくなってしまった旨述べている。確かに、被告人が保育士として勤務するに当たって悩みを抱えていたことがうかがえるものの、園児らに暴力を振るったからといって問題は何ら解決するものではないのであって、自ら保育の目的に反する状況を作り出してしまったその動機、経緯に、特段の酌むべき事情があるとはいえない。

以上によれば、被告人の刑事責任を軽く見ることはできない。

- 2 他方で、被告人が既に保育園を解雇されており、被告人も今後は子供に関する仕事は避けるとの意思を示していること、被告人が本件各犯行を認め、当公判廷において、園児らに嫌な思いをさせてしまい、また、保護者にとっては大切な子らを傷つけてしまい申し訳ない、深くお詫びしたい旨述べて反省の態度を示していること、被告人に前科前歴が見当たらないこと、被告人の夫が、当公判廷において、被告人を支えていく旨述べていることなど、被告人のために量刑上有利に斟酌すべき事情もある。
- 3 そこで、これらの諸事情を総合考慮し、被告人につき、今回については、社会内における更生の機会を設けることが相当であると考え、主文のとおりを科した上で、その刑の執行を猶予することとした。
- 4 よって、主文のとおり判決する。

(求刑 拘禁刑 2 年)

令和 8 年 3 月 2 6 日

福岡地方裁判所田川支部

裁判官 中山 知